

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和4年2月16日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

発芽スイートルーピン抽出たんぱく質、フェニトロチオン又は MEP

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和3年10月30日（土）～ 令和3年11月28日（日）

(4) 意見提出方法

- ・ 電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・ 郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

- ・ 電子政府の総合窓口（e-Gov） 3通
- ・ 郵送 0通

(2) 御意見の延べ総数 7件

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>発芽スイートルーピン抽出たんぱく質の藻類生長阻害試験では、イカダモが使用されている。イカダモの試験に関して、議事録では、「試験当時の局長通知ではイカダモも推奨されていたこと、今回の評価では藻類試験はキーデータとなっていないこと」から評価できるとされている。しかし、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」では、「<i>Raphidocelis subcapitata</i> (= <i>Pseudokirchneriella subcapitata</i>) を用いることを必須とする。」こと、またその附則(平成31年4月1日)においては「本通知は、平成31年4月1日以降に行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績について適用する」とされている。従って、試験当時の局長通知で定めていた試験種であるかどうかにかかわらず、平成31年4月1日以降の農薬の登録申請の際に提出される試験成績は、<i>Raphidocelis subcapitata</i> (ムレミカヅキモ) を用いた試験成績であることが必須であり、令和2年3月4日の申請では、データ要件を満たしていない。ムレミカヅキモの試験成績を要求すべきではないでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」(平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知。以下「局長通知」という。)においては、藻類・シアノバクテリア生長阻害試験の供試生物として、ムレミカヅキモを用いることを必須としております。</p> <p>一方で、局長通知の第3の1(基本的な考え方)において、農薬の登録申請において提出すべき資料は「別添の試験方法を標準として作成する」とされているところ、新規剤である本剤については、試験実施時(平成23年)の旧・局長通知ではイカダモも推奨されていたこと、今回の評価では藻類試験は農薬登録基準の数値の決め手となるデータとなっていないこと等を踏まえ、例外的にイカダモを用いた毒性試験成績を評価に利用することについて、農薬小委員会においてご了承いただいたものです。</p>

2	<p>そもそも、人体への影響を調べるために、ラットや犬、猫など種目の違う動物を用いる動物実験の信憑性は非常に乏しく、信頼性に欠けるものであるにもかかわらず、本件に関する動物実験においては、魚類、甲殻類のみで実施していることから、人体への毒性影響を計る証拠にはならない。</p>	<p>水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、水域の生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがないかについて評価を行い設定しているものです。そのため、魚類や甲殻類等の水域の生物を用いた試験を用いています。</p> <p>なお、人体への影響については、農薬の使用によって公共用水域の水質の汚濁が生じ、人畜に被害を生じるおそれがない濃度として、別途、水質汚濁に係る農薬登録基準の設定を行っています。</p>
3	<p>本農薬の環境への長期的影響は如何なるものなのかを明確にできない限り、許可するべきではないことから、断固として反対します。</p>	<p>長期ばく露による影響については評価手法を検討中であり、引き続き農薬登録制度における生態影響評価の改善を図ってまいります。</p>
4	<p>PEC の算出は最も濃度が濃くなる方法で算出したということだが、農薬が使われているその場所では濃度が高く、農薬が生態系に与える影響は必ずあり、それが全体のバランスを崩しかねないことが懸念される。</p>	<p>水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、農薬の使用によって水域の生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがない濃度として設定されています。設定にあたっては、農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度（水域 PEC：水域の生活環境動植物被害の評価の観点から予測した濃度）が当該基準に適合することを確認しています。</p>
5	<p>使用される農薬は一か所で何十？何百種もあることを考えると基準値をさらに 100 以上の数値で除す必要があるし、複数種の農薬の複合影響についてもそろそろ検証すべき時が来ているのではないか？承認されている農薬成分は R3 年 3 月末時点で 2,000 近くになっている。本来、農薬は原則禁止のはずが、よっぽどのがない限り承認されているという現状を考えれば、単品でしか見ないのは机上の空論になりかねない。</p>	<p>複数農薬へのばく露による影響については、現段階では国際的にもその評価手法や考え方が検討されている段階であり、評価手法として確立したものではなく、現時点では評価は困難であると考えています。今後も引き続き、最新の科学的知見の収集に努めてまいります。</p> <p>なお、令和 3 年 11 月現在、登録されている有効成分は約 600 種類となっております。</p>

6	<p>ミトコンドリアへの急性影響濃度は確認されていないが、それを確認する必要があるのではないかと？ミトコンドリアに影響があれば、生態系全体にも影響を及ぼすリスクがある。</p>	<p>水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定に当たっては、国際機関である OECD が定めた、化学物質の生物への影響評価のガイドラインにおいて推奨されている種に対する、生物個体又は個体群への影響に係る試験結果に基づき、評価を実施しています。</p>
7	<p>フェニトロチオンについては、水域 PEC は $0.98 \mu\text{g/L}$ のところ、登録基準値 $1.4 \mu\text{g/L}$ の 7 割に達する数字であり、ちょっとしたことで超えかねない。対応が必要ではないかと？</p>	<p>水域 PEC が登録基準値案に近接しているフェニトロチオン (MEP) については、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とし、当該農薬の使用が多い地域において、水質モニタリング調査の実施について検討することとしています。</p>